

○横須賀ホームビジット運営指針

1 趣旨

横須賀ホームビジット（以下「ホームビジット」という。）は、英語を実践する機会として市内で日帰り英語生活体験を提供する取り組みである。

本指針は、ホームビジットの運営における、市、民間事業者及び外国人家庭の役割分担を明確にし、日帰り英語生活体験の参加者（以下「利用者」という。）の受け入れ体制の充実、及び安全・安心の確保を図ることを目的とする。

2 定義

(1) ホストファミリー

利用者を受け入れ、日帰り英語生活体験を提供する家庭であって、国籍または出身国が外国である者を含む家庭をいう。

ただし、日米地位協定（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定）の適用を受けるものを除く。

(2) 登録事業者

横須賀ホームビジット事業者登録規約（以下、「規約」という。）に基づく登録を行い、ホームビジットを実施する民間事業者をいう。

(3) ホームビジットプログラム

登録事業者が独自に提供する日帰り英語生活体験サービスをいう。

3 役割

(1) 登録事業者

- ・ホストファミリーの育成など利用者の受け入れ体制の充実に努めること
- ・ホストファミリーとの信頼関係を構築し、安全・安心なホームビジットプログラムを企画・運営すること

(2) ホストファミリー

- ・登録事業者との信頼関係を構築し、利用者を受け入れ、良質な日帰り英語生活体験の提供に努めること

(3) 市

- ・ホームビジットの周知に努め、利用の促進を図ること
- ・ホストファミリーの開拓・育成を図ること
- ・ホームビジットの質の向上を目指し、登録事業者、ホストファミリーなど関係者との連携を図ること

4 ホームビジットプログラムの規格

ホームビジットプログラムは、次の各号を満たすものとする。

- (1) 全行程を横須賀市内で実施する日帰り英語生活体験とすること。但し、実施場所はホストファミリーの自宅に限らない。
- (2) 食事は、共同調理または飲食店の利用によるものとし、ホストファミリーが調理した食事の提供はしないこと。
- (3) 1回の受け入れにおける1ホストファミリー当たりの人数は原則5人以下とすること。
- (4) 万一の事態に備え、ホストファミリーを傷害保険等に加入させること。また、利用者に対しては、傷害保険等への加入を勧めること。
- (5) ホームビジットプログラムの終了後、ホストファミリー及び利用者に対して、別に定めるところにより市が作成するアンケートを実施すること。
- (6) ホームビジットにかかるすべての個人情報を適正に管理し、運用すること。

4 削除

5 その他

- (1) ホームビジットの実施にあたって生じた全ての損害については、登録事業者が全ての責任を負い、市は一切責任を負わないものとする。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) この指針に定めるほか必要な事項については、市が別に定めるものとする。